

## 秋田県後期高齢者医療広域連合告示第9号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「当該区域の解除・再編後において居住制限区域及び避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者について、平成30年（令和元年7月までの場合にあつては、平成29年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しない」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定が解除された区域に属するもののうち、令和元年（令和2年7月までの場合にあつては、平成30年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しないもの

イ 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度に指定が解除された区域に属するもの

ウ 当該指示に係る区域の解除・再編後から令和2年3月31日までの間において、居住制限区域又は避難指示解除準備区域のいずれにも属さなかった区域に属する世帯

第2条第1項第10号中「ものであって、当該区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成29年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、上位所得層に該当しない」を「者であって、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成30年度以前に指定が解除された区域に属するもののうち、上位所得層に該当しない世帯

イ 当該指示に係る区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度に指定が解除された区域に属するもの

ウ 当該指示に係る区域の解除・再編後から令和2年3月31日までの間において、居住制限区域又は避難指示解除準備区域のいずれにも属さなかった区域に属する世帯

第3条第4号中「場合」の次に「（前条第1項第9号イ又は前条第1項第10号イに該当する世帯であって、上位所得層に該当するものに属する者にあつては、令和2年9月までの療養に限る。）」を加える。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。